

葛飾区公式 TikTok 運用要領

令和 5 年 6 月 8 日

5 葛総広第 62 号

広報課長 決裁

改正 令和 7 年 3 月 10 日 6 葛総広第 281 号

広報課長 決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、区が TikTok を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) TikTok TikTok Pte. Ltd. 社及び ByteDance 株式会社が提供する写真及び短時間の動画を無料で共有できるソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう
- (2) アカウント TikTok を利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) 公式 TikTok 葛飾区が設置・運用するアカウントをいう。
- (4) いいね TikTok の投稿に対して、タップで肯定的な意思を示すことをいう。
- (5) コメント 他ユーザーの TikTok の投稿等に返信をすることという。
- (6) ダイレクトメッセージ TikTok のユーザーにメッセージを送信することをいう。
- (7) フォロー 他のユーザーの投稿を受信するように登録することをいう。

(運営主体)

第 3 条 公式 TikTok の運営主体は葛飾区とし、アカウントの管理、投稿は広報課が行う。
2 ユーザー名は@katsushika_nankaii、アカウント名は「なんかいいよね、葛飾【公式】」とする。

(アカウント運用者の明示)

第 4 条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式 TikTok のユーザー名を、区ホームページ上に明示する。

(掲載内容)

第 5 条 公式 TikTok では、葛飾区に関連する情報を中心として、広報課長が広く区内・区外に周知すべき情報と判断したものについて、投稿をする。

(コメント、ダイレクトメッセージ及びフォロー)

第 6 条 他ユーザーからのコメントに対して、いいねや返信コメントを行えるものとし、

運用方針は広報課長が別に定める。ダイレクトメッセージは原則行わないものとするが、限定的な使い方についてのみ運用方針を定めるものとする。

- 2 国・地方公共団体又は公共性の高い機関について、必要に応じフォローする。ただし、公式 TikTok によるフォロー（フォローからの解除を含む）は、フォロー先のアカウントに対して何らかの態度を表明するものではない。また、フォロー先の投稿等について関与するものでもない。

（投稿の非表示、報告）

第7条 公式 TikTok の投稿に対し、他のアカウントから以下に定めるコメントが行われた場合、広報課は、予告なく当該コメントを非表示にし、必要に応じて ByteDance 社に報告することができる。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、区または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムなど
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切であると判断したもの

（ホームページとのリンク）

第8条 公式 TikTok の投稿に記載するリンクのリンク先は、原則として葛飾区が運営するホームページのみとする。ただし、国、都、他自治体、公益法人、その他特に広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

（その他）

第9条 その他、この要領の実施について必要な事項は、広報課長が別に定める。

付 則 （令和5年6月8日広報課長決裁）

この要領は、令和5年6月8日から施行する。

付 則 （令和7年3月10日広報課長決裁）

この要領は、令和7年3月10日から施行する。